

報道機関各位

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和4年2月1日(火)
担当課	健康福祉部児童福祉課
電話	0791-64-3153

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の市独自での支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯全体を支援するため、国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金において支給対象外であった下記の方に対し、市独自施策として、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給します。

### 記

#### 1 所得制限限度額以上により、国の給付金が支給対象外であった方

##### (1) 対象児童

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

##### (2) 支給対象者

対象児童を養育する保護者(下記①～③のいずれかに該当)のうち生計を維持する方(所得が高い方)で、令和2年中の所得額が児童手当の所得制限限度額以上の方(原則、基準日時点(令和3年9月30日)で対象児童を養育し、本市に住所を有する方)

①令和3年9月分(平成18年4月2日～令和3年9月30日生まれの児童(中学生まで))の特例給付受給者(※1)

(※1 特例給付受給者とは、児童手当の所得制限限度額以上のため児童一人につき月額5,000円が支給されている方)

②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)を養育する保護者(対象児童は、配偶者を有している者を除く。)

③令和3年10月1日～令和4年3月31日生まれの児童(新生児)の特例給付受給者

##### (3) 給付額

対象児童1人につき10万円

##### (4) 支給方法

①9月分の特例給付受給者(公務員以外)

申請不要:プッシュ型支給(2月3日通知、2月16日支給(特例給付振込口座に振り込み))

※高校生がいる場合は、中学生までの児童分と高校生分を併せて支給

②9月分の特例給付受給者(公務員)、高校生を養育する保護者、新生児の特例給付受給者  
申請必要:2月2日から申請受付開始(5月31日まで)。申請後審査の上、約3週間後に支給

※高校生がいる方で、上記①に該当する方は、申請不要

※新生児がいる方で、上記①に該当する方は、新生児分のみ申請が必要

##### (5) 対象者数(見込)

支給対象者 360人(対象児童 600人)

#### 2 離婚等(離婚又は離婚協議中で別居)により、児童を養育しているものの、国の給付金を受け取ることができていない方

##### (1) 対象児童

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

(2) 支給対象者

基準日以降（児童手当受給者は9月1日、高校生の養育者は10月1日）の離婚等により、対象児童を養育していない元配偶者等に国の給付金が支給され、対象児童と同居し養育しているものの、給付金を受け取ることができていない保護者

(3) 給付額

対象児童1人につき10万円

(4) 支給方法

申請による。

(5) 対象者数（見込）

支給対象者 30人（対象児童 60人）

※離婚等により、児童を養育しているものの、国の給付金を受け取ることができていない方への給付金については、現在、国において支給対象や実施方法等について検討がされているため、国から制度の通知があり次第、支給要件等を精査した上で、申請受付を開始します。

3 支給予算額（給付金分）

(1) 66,000千円（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用）

(2) 予算措置 市長専決 2月1日